

鏡石町スポーツ等振興支援事業補助金交付要綱

平成16年10月1日
教委訓令第1号

(目的)

第1条 町は、町民のスポーツ活動等を支援するため、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象事業)

第2条 補助金は、下記に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について、スポーツ団体等に対して補助金を交付する。

(1) 町民スポーツ活動事業

ア 地域スポーツの振興事業

(2) スポーツ指導者の育成事業

ア 社会体育指導者資格取得奨励事業

イ その他スポーツ指導者資格取得奨励事業

(3) スポーツ選手等の育成事業

ア 上位大会等への出場支援事業

イ スポーツ選手育成講習会の開催事業

(4) その他の奨励事業

(対象者)

第3条 補助の対象者は、鏡石町に住所を有するスポーツ並びに文化団体又は個人で、鏡石町スポーツ等振興支援事業審査委員会が認めたものであり、かつ、団体においては次の条件を備えたものとする。

(1) 一定の規約を有すること。

(2) 代表者及び住所が明らかであること。

(3) 会計経理が明確であること。

(4) 一定の活動実績、またはその見込みがあること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、団体または個人からの申請に基づいて、鏡石町スポーツ振興支援事業審査委員会の意見を聞いて予算の範囲内で決定する。

(申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は町長が定める日とする。

(実績報告)

第6条 規則第11条の規定による実績報告は、第2号様式により、事業完了の日から起算して、30日を経過した日までに行うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた団体等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿等その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3ヶ年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 鏡石町スポーツ振興基金事業助成金交付要綱（平成5年7月1日教委訓令第3号）は、廃止する。
- 3 当分の間、鏡石町スポーツ振興基金事業助成金交付要綱の規定によりなされたものも、この要綱に基づくものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。